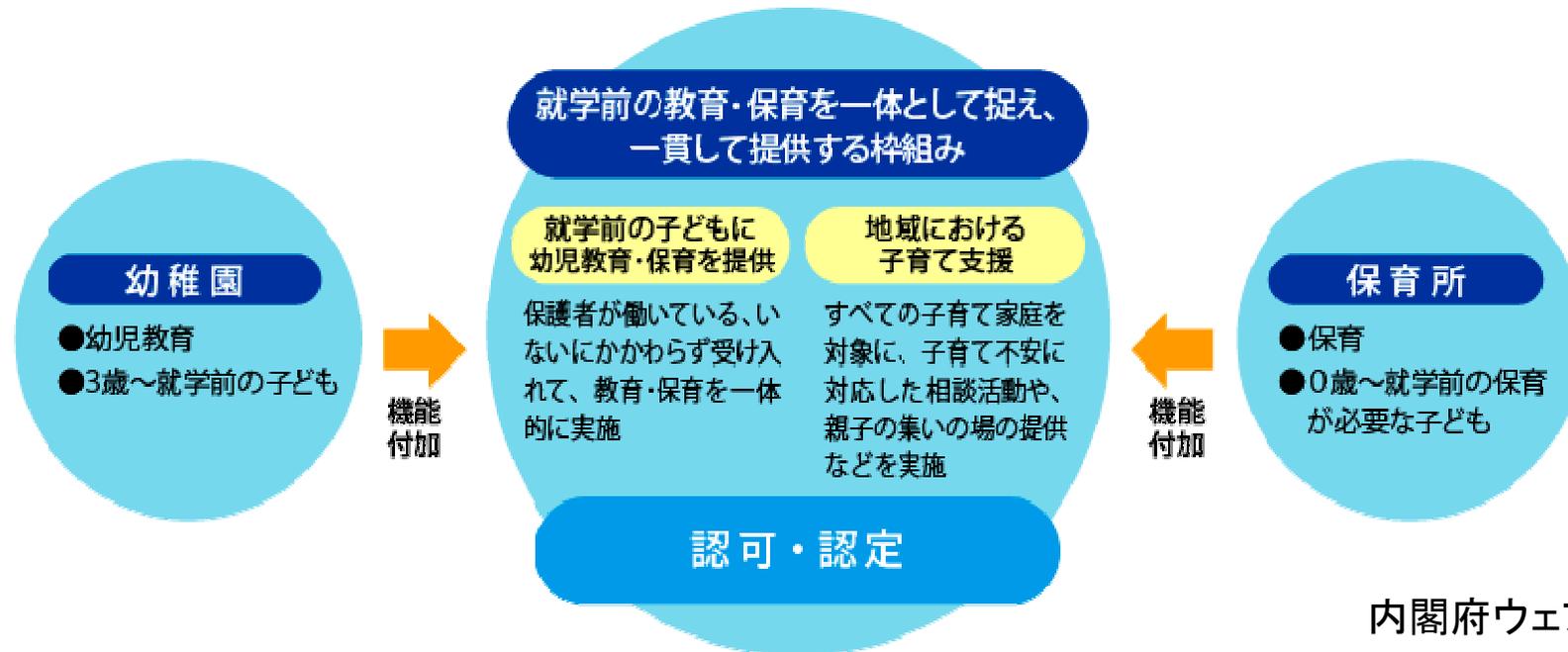


認定こども園について

H29.6.7 第21回郡山市子ども・子育て
会議 議題4 追加資料2

- 教育・保育を一体的に行う施設で、いわば**幼稚園**と**保育所**の両方の機能を併せ持っている施設です。
- 認定基準を満たす施設は、都道府県等（**幼保連携型は中核市**）から認可を受けることができます。



【4つの類型】 「幼保連携型」、「幼稚園型」、「保育所型」、「地方裁量型」

【設置主体】 国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人

【審議会の意見聴取】 設置認可等に際し事前に意見聴取